

特定計量制度及び差分計量に係る検討委員会
第3回 特定計量制度及び差分計量に係る検討ワーキンググループ
議事要旨

日 時：令和2年11月25日（水）9：30～11：25
場 所：オンライン会議
議 題：特定計量制度に係る基準・ガイドライン案の検討

議題1～3

委員・オブザーバー

- 公差において、特定計量器の誤差を特定の方向に偏らせるなど、需要家が意図的に損なわれるようなことを行ってはならないという記載があるが、需要家の利益が損なわれない方向で誤差を偏らせてもいいのか。
- 前回のワーキンググループでは、あくまでも誤差ゼロ%が目標であり、どうしても、ほんのちょっとした誤差が残ってしまうのであれば、需要家保護の観点から利益が損なわれない方向に誤差を調整するケースもあるといった趣旨で発言させていただいた。
- 特定計量の要件において、従来のスマートメーターによる計量箇所でのリソース等が特定できないものは対象外とあるが、これは従来の計測の方法であれば、使って良いという認識で、特定計量においては対象ではないというような考え方でよいか。

事務局・行政機関

- 特定計量の制度に移ったとしても、正確計量に努める義務は維持されている。計量の精度と需要家保護のバランスは悩ましいが、改めて検討したいと思っている。
- リソース等が特定できないものの計量については、従来のスマートメーターを用いての取引であれば使用できるが、今回の制度についての対象外ということで記載している。

議題4、5

委員・オブザーバー

- 必要な体制を有する者の確認書類等の提出の方法について、更新するタイミングは一度承認いただければそのままずっと承認いただけるものなのか、1年ごとに更新しなければならないのか教えていただきたい。毎年ではなく、ある程度の期間での更新としていただけると助かる。
- 必要な能力を有する者を証する書類について、計測機器が毎年校正されているというのが前提の上で、変更が無いのであれば届出をしなくてよいということであれば、負荷が非常に軽くなるので引き続きご検討いただきたい。
- 自己加熱特性・不平衡負荷の影響等の項目について、今回ご提示いただいているガイドライン（案）内に入っていないが、今後追記される予定か。
- 検査の項目について、依然として通常のパワーコンディショナーを流用する場合には追加になる試験項目が非常に沢山あり、なかなか使いづらい。どちらかといえば規制強化につながることを危惧している。検査項目の大幅な削減等を期待する。
- 検査に必要な能力を有するかどうかについて、事業者側からすると国際標準にトレーサブルな標準器を全て確保するというのはなかなか難しい。必要な能力をもつ計測機器メ

メーカーで校正していただくことで担保できるのか、あるいは 認証機関で認証してもらわなければいけないのか。必要な能力を有する者のレベル感が分からないので、これぐらいのレベルを想定しますということを示していただきたい。

- 使用公差10%採用の理由を見直した部分を読んで、今回の制度では、現在、設備に内蔵しているものをそのまま使いたいのだなと理解した。
- 料金取引で使うメーターでも、検定をJEMICではなくメーカーで行う、いわゆる自主検査という制度があるが、その場合、自主検査に使う検査設備だけでなく、開発に使う設備についてもチェックがある。まず、この設備を開発に使いますということが全部決められて、それも更新されたら全部きちんと記録として残さなければいけない。恒温槽の校正をどこでやりましたかというのも全部記録を残す。その校正を自分たちでやったのなら、その校正のために使った温度計ですとか、そういうのがどう校正されていますとか、校正履歴を残していかなきゃいけない等、相当厳しいチェックをされて認定をされているということは承知いただきたい。
- この試験項目は、取引用メーターで考えると、感覚的には項目として1/100ぐらいという印象を持っており、相当削ったなと感じている。これをメーターと呼ぶのかって言うくらい緩い。
- 誤差をいくらしっかり決めたとところで、試験方法が間違っていたら無駄になってしまうので、ここはJEMICなのか、何かしっかりと文献に合わせてやるのか、きちんとチェックしないと意味がないと思うので、今後考えていかなきゃいけないと感じている。
- 定格電圧と定格周波数の変動が微小の場合ということで、例として蓄電池システムの放電等が挙げられているが、そのような変動が微小の機器は多数あるのか。
- 系統に連携している機器というのは、基本的に系統の電圧とか周波数の影響を受けるので、それによって変わるが、停電中で自立運転を行っている太陽光発電等はあらかじめ決まった電圧、周波数を自らが作っているのほとんど変動しない。
- 基準適合検査について、計量に影響するような部品の変更等をした時というのは、もう一度再検査しなさいということでしょうか。
- 検査主体について、設計検証であれば設計部門がやるであろうし、出荷前の検査でしたら製造部門がやるであろうし、使用前の検査であれば届出事業者がやったりするということもあると思うので、そのあたりを整理して書かれた方が分かりやすいのではないかと感じた。
- 変更があった場合の届出について、設計上明らかに計量に影響すると分かっている変えたのならやるべきだし、明らかに計量と関係ないところの変更であればしなくてよいと考えている。JETの認証とかであれば変更毎に申請して、お互いに再試験はいらないということはやったりしている。
- 変更に関しては、取引用メーターでも非常に苦労するところである。例えばチップコンデンサを一つ変えても届出はしている。それが計量に関係する部分か、計量に関係していない部分かというのはやはりキモになっていて、例えばセンサーを変えたら変更でも届出ではなく承認になってしまうとか、大きく変わる場合は新規に申請になるなどいろいろパターンがある。今回の趣旨はすごく柔軟にというお話なので、全体のバランスを考えると、計量に関係していないということがきちんと説明できて、その成績書が残っているのであれば、逐一届け出る内容でもないのかなと、記録にだけ残す内容かなという印象を受ける。

事務局・行政機関

- 届出制なので、基本的には変更が生じた場合には届出していただかないといけないと思う。一方で、定期的な報告はしなくてもよい制度設計を取りうる可能性もあるかと思っている。
- 体制については、ISO 9001や社内機構の改編などの変化があった場合は届出をしてもらうということかと思っている。
- 検査能力については、それを検査するのに必要な機器が、最初に揃えた状況から変更がなければ届出をしなくてもよいスキームも取りうるのかなと思っている。
- ガイドライン（案）に記載されているものは、最低限必要な特性について、その試験方法を記載している。自己加熱や不平衡負荷の影響などの試験は、実際の使用状態、設置環境に応じて、そういうものが計量に影響がないのであれば合理化していいという観点なので、そういった試験項目を記載する予定はない。そういった面からすると、従来よりも緩和されている。
- 検査項目について、特定計量の技術基準を検討するにあたって、何かしらの基準を参考に考えるということで、スマートメーターを例にしている。
- 検査に必要な能力を有する者について、国家標準にトレーサブルなもので校正されていることを証明していただければ、そのやり方についてはまでは限定しないという制度設計になるのではないかと考えている。
- 何か課題があった際に立ち入り検査等をさせていただいて、その取り組みに問題がなかったかの確認させていただかないといけないので、しっかり記録として残しておくということも、今後の検討の中で議論していかないといけないと思っている。
- 試験方法のチェックスキームについて、しっかりと試験をする能力を有していただくことは重要なことだと思っている。日電検の力を借りることができることを記載しているが、そのような点も含め考えていきたいと思っている。
- 基準適合検査は型式の検査をイメージしていて、計量の部品変更があった場合は再検査が必要だと思っている。
- 検査主体について、確かに検査するものというのが事業者によって設計部門であったり、製造部門だったり、品質管理の方だったり、使用前の届出事業者だったりということがあると思うので、分かりやすい整理ができればと思っている。
- より性能の良い部品への交換時の届出について合理化をしてほしいというご意見をよく聞くので、仮に合理化をする際にこういう事を要件化したら良いのではないかというものがあれば教えていただきたい。

議題 6、7

委員・オブザーバー

- セキュリティ・改ざん対策の箇所と、検査の実施方法や検査結果の箇所で一定期間記録を保存との要件があるが、その一定期間に関して目安をお示しいただきたい。
- 需要場所に取り付けられた状態で試験をするというのは技術的に全くイメージが湧いていない。試験に比較データが必要ない技術が開発されればということも、自己校正機

能のようなことかと思うが、必ず「どこかは故障していない」という条件付きになっている。最新のいろんな情報を聞いても、完全なものはないと認識している。

- 使用期間については、あくまで機器と同じような扱いというところかと感じている。機器に内蔵されている計量器はちょっと多めとか少なめに計量をするのではないかというのは、基本的には需要家さんの肌感や、他のサービスを受けている方との比較とかロコミだとかそういうところでしか推定できなくて、付けた後にそれを見抜くということはほぼ不可能と考えている。ここはチェックできないと考えて取り組んだ方がいいのではないかと考えている。
- 太陽光発電の場合は、定格電流の10%、50%、100%などと自由に変えて試験することはできないが、その時に応じた時の値であれば一応何らかの方法はあるのかなという話をしていた。
- セキュリティについて、今回特定計量の取引においては、一送側のシステムを介した取引も将来的に想定され、その場合は、スマートメーターセキュリティガイドラインに今要求事項が規定されている事から、ガイドライン側への影響検討、あるいはガイドライン側での改定検討ということが考えられるので、しっかり議論させていただきたいと考えている。
- 設置後の検査について、具体的な方法があるのであればガイドラインと言うか、この方法でも許されると言うかそういうところを示してあげた方がやる方は分かりやすいのかなと思う。
- 動いている設備にそんなにちょこちょこ検査に来られても迷惑だと思うので、期間は延ばす方が柔軟な計量の意図なのかなと理解している。
- データの保存に関連して、サービスを行う届出事業者が保存しているデータを何らかの事故が発生した場合に、その過去のデータ含めてその説明責任を果たすために提示をなさいというようなことは検討されているのか。データの保存期間に関しては、サービス期間中は保存する方向で考えているが、どの程度のデータを事業者責任として持てばいいかというのも含め、今後詳細を決めていければと考えている。

事務局・行政機関

- 記録の保存について、1か月なのか半年なのか1年なのかといったところはまだ検討していない状況である。いただいたご意見を踏まえてどうするかというところを相談していければと思う。基本的な考えとしてはその取引の清算までの間は必ずというものがあって、あとは遡求する上でどこまで必要かという話になるかと思う。
- 需要場所に取り付けられた状態の試験については、今の時点では難しいというところも含めて可能性を書いている。制度を導入するにあたって新たな技術革新や何らかのやり方を皆さんに開発していただけないかということも期待している。
- 簡易的な話ではあるが、現場に標準器みたいなものを持って行って接続して試験するやり方はあるかなと思っている。
- データの保存について、疑念があった場合に対して、我々としても適正な計量を行っていたということを事業者様からご説明いただきたいと思っている。皆様方がしっかりとやられていたことをご説明するための情報というものは是非取っておいていただきたいし、可能な限り定量的なデータにおいて、ちゃんとやっていたということを国に対して説明いただけるとありがたいかなと思っている。

- 今後の規定の設計次第だが、データを取っていないということ自体が問題になる場合も当然あるし、取引の適正を遡って説明できず、何らかの行政指導のようなことをさせていただく可能性はあるのかなと思っている。詳細は今後考えていきたい。

議題 8、9

委員・オブザーバー

- 大規模需要家の特例について、最後のページの合理化例で、計測精度の範囲B内の取引をするときに、具体的な金額の説明等は免除というのをあえてここに入れた背景はどういったところか。普通に考えると大規模であればあるほど誤差の影響が大きくて、ここに特例計量器を採用するという流れが分からない。
- 計量法に沿って作る特定計量器との法的な切り分けはどうなるのか。機器が特定され、両者間が合意すれば、計量法に沿わない計量をどんどん進めて行きたいというのが特定計量制度の方向性と理解していいのか。
- 基本的に再エネ大量導入において、計量法は柔軟ではないという認識で、それが特定計量制度の方向性ということか。
- 計量器でキチッと抑えるという方が合理的だと世界的に考えられているので、こういうやり方をやってきたと思うが、者に対して取り締まった方が合理的だと考えなければ、国が責任をもってしっかり不正を摘出するか、需要家側が気づかなくても、おかしいというところを見ていく仕組みというのを、国が責任をもってやられるという理解でよいか。
- 国がチェックする仕組みが、まだ見えてなかったのも、それがはっきりすれば宜しいかと思う。
- 今議論されている届出事業者の担う説明責任や需要家との関係構築などガイドラインに記載される内容の部分で、別の場で審議されているアグリゲーターライセンスの中で、特定卸供給事業者として担わなければいけない説明責任等と被るような部分があるかと思うが、その辺の整理はどのようにされていくのか。
- アグリゲーターが特定計量及び差分計量を使うシチュエーションというのは非常に多くなると考えており、合理化が進めばと考えているのでよろしくお願ひしたい。

事務局・行政機関

- 大規模需要家の特例の方をあえて設けた理由としては、説明はいらないとかそういう話ではなくて、当然相手方が知っているものとしてあるのではないかという面から、そこは合理化できるのではないのかというイメージで書いたものである。
- 最初の契約時にしっかり説明をすれば、基本的には類似のものを設置していく際には、書面交付などが一部合理化できる部分はあってもいいのかなと思っている。
- セキュリティのところも、社内LANの中でデータのやり取りをするのであれば、そもそもそこがセキュアであれば、改ざん等のリスクは極めて低いと言えるのではないかと考えている。
- 公差についても、範囲Aと範囲Bのうち、範囲Bになる部分について、追加的要件を課すと言っている部分のなんらか一部が緩和できるかなというところで書いている。必ずしも金額だけを言っているという訳ではない。

- 計量法で定める電気計量制度より合理化された部分があるが、測った上で使っていくということをしっかりやっていきたいというのが根底である。しっかりと合理化したスキームを作って、そのスキームの中で測って取引をしていただくということをどんどん広めていきたいと思っている。
- 計量法に問題があるという認識は無いが、合理化できる部分があるのではないかとご指摘をいただいていた。
- 計量法のスキームは、計量器自体に規制を課するという形で、しっかりと計量器を作れば、誰が使っても大丈夫だということだった。一方で、特定計量制度は、届出を行った事業者にも規制を課すことによって、いままでしっかりと計量を行うということを計量器側に委ねていた部分を、計量器側に委ねる部分、それを使用する者に委ねる部分というところで、その責任をそれぞれ分担しあうことによって、計量器側に持たせている規制を合理化する仕組みである。その代わりに、計量を行う者に関しては基本的にいままで規制がなかったわけであるので、いずれにしても規制がそこに入ってくるということのバランスだと思っている。
- また、取引者同士が担える責任というものは、需要家の規模感が変わると変化するとも思っている。その者が担える部分が大きくなっていくのが、この大規模需要家の特例というところの考え方の根底かなと思っている。
- 不正等をチェックするための仕組みを考えていただいているのもこのワーキングだと思っている。そういうおかしな取引の動きがあれば、それを国が把握をして、必要に応じて報告徴収や業務改善命令、もしくは取引停止命令、届出の廃止というところまで含めて権限が行使できるスキームの中でやっていければと思っている。
- この検討ワーキングは、構築小委員会からタスクアウトされている。アグリゲーターライセンスも同様に構築小委で議論されている。双方の制度設計の連携をとりながら、整合がとれるような形で考えていきたいと思っている。我々のこの制度も作っていている段階であり、アグリゲーターライセンスも同様なので、今後そういう点もより意識をして進めさせていただければと思っている。

以上